

住まいの防火防災診断 予備チェックリスト (簡易版)

メモ		実施日	
----	--	-----	--

予備チェック対象者への質問

消防職員による住まいの防火防災診断
を希望する、又は、必要なら受けたい

はい / いいえ

		内 容	チェック
1	たばこ	寝たばこをする	
2		床や家具等に焦げあとがある、又は、灰皿に吸殻をためたり、直接ゴミ箱に捨てるなど吸い殻の廃棄状況が悪い	
3	ストーブ	ストーブの近くに洗濯物や燃えやすいものを置いている	
4	こんろ	こんろの周りに燃えやすいものを置いている	
5	裸火	仏壇のろうそくに火をつける等、ライターやマッチ等を使っている	
6	コンセント 電気配線	コンセントにホコリが溜まっている、電気コードが劣化しているなど維持管理状態が悪い	
7	住警器	住宅用火災警報器がついていない、又は、ついていないが電池切れ、取り付け不良等により適切ではない	
8	家具類の固定	寝室に大きな家具類があるが、固定されていない	
9	熱中症	エアコンがない、又は、部屋の風通しが悪く、室温が高い	
10	予備チェック 実施者の意見	福祉関係機関の立場から、住まいの防火防災診断を実施することが望ましい	
その他の気になること			

・ご利用者を「住まいの防火防災診断」の対象者として消防署に紹介する場合は、ご利用者本人の同意の上、消防署の担当者にご連絡ください。ご利用者の方を訪問する際に消防職員が同行して診断を行います。

尾久消防署警防課防災安全係住宅防火対策担当

電話 03-3800-0119 (内線321) FAX 03-3810-0119

メールアドレス ogu2@tfd.metro.tokyo.jp

予備チェックリストの使い方

【使用手順】

- ① 予備チェック対象者への質問「消防職員による住まいの防火防災診断を希望する、又は、必要なら受けたい」への回答を聞き取り、【はい】か【いいえ】に○をつけてください。
- ② 要配慮者の居宅で各項目の状況を確認し、該当する場合は、チェック（✓）をつけてください。
- ③ チェック項目の「予備チェック実施者の意見」にチェックがついている要配慮者を消防署に紹介してください。その他、事前に消防署と決めた基準に基づき、該当する要配慮者を消防署に紹介してください。
なお、①で【はい】が選択されている要配慮者を消防署に紹介してください。